

監事監査意見書

令和3年6月7日

社会福祉法人栄法会

理事長 黒田幸裕殿

私たちは社会福祉法人栄法会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度における理事業務執行状況及び財産の状況について監査をいたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から職務の執行状況を聴取し、重要な決議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、会計簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録につき検討いたしました。

監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令に違反する重大な事実は認められません。

以上、令和2年度の社会福祉法人栄法会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正と認めます。

監事

花田 憲司 

監事

則松 佳寿 